第7節 土 壌

第1項 調査概要

施設及び最終処分場計画地周辺の土壌及び水田土壌の現況を把握するため、調査を実施した。

1 - 1 調査時期

試料の採取年月日は表7-1に示したとおりである。

調査項目 試料採取年月日
周辺土壌 (環境基準項目、ダイオキシン類を除く環境ホルモン) 平成16年8月11日(1、2、3、4) 平成16年8月12日(5、6) 平成16年8月11日(1、2、3、4) マ成16年8月11日(1、2、3、4) マ成16年8月12日(5、6、7) 玄米(A、B) 平成16年8月30日、9月8日(持込) 水田土壌 平成16年11月4日

表 7 - 1 試料採取年月日

1 - 2 調査地点

試料の採取は図7-1に示したとおり、施設及び最終処分場計画地周辺の土壌7地点(1)、10分割で実施した。

なお、施設及び最終処分場計画地周辺の土壌7地点のうち、 1~ 6の6地点では環境基準項目とダイオキシン類を含む環境ホルモンの調査を、 7は臨時調査地点として環境ホルモンのうち、ダイオキシン類の調査を実施した。

また、ダイオキシン類調査については、「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」 (平成12年1月:環境庁水質保全局土壌農薬課)を参考に調査地点を選定した。

調査地点の状況は表7-2に示したとおりである。

地点番号	調査地点の状況
1	水田と小河川の間の畦道
2	運動広場のグランド
3	耕作地に隣接する作業用道路
4	水田と水路の間の畦道
5	グランド横の進入道路
6	処分場跡地
7	耕作地の法面

表7-2 調査地点の状況

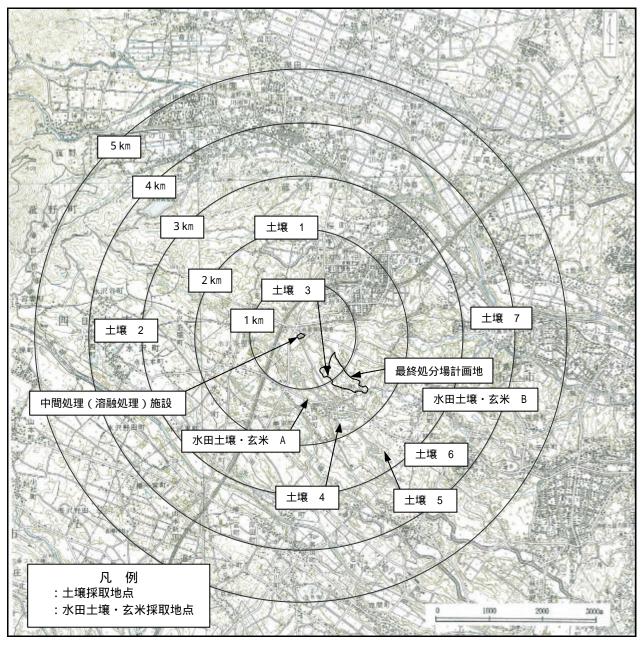


図7-1 土壌等調査地点

1 - 3 調査項目及び分析方法

周辺土壌の調査は、カドミウム、全シアン等の土壌の汚染に係る環境基準項目と環境ホルモンについて行った。

環境ホルモンについては、ダイオキシン類を含む 11 項目について調査を行った。

水田土壌の調査は、土壌の汚染に係る環境基準項目のうち農用地に係る項目の砒素、銅の2項目について、また、玄米の調査は、カドミウム及びダイオキシン類について行った。

調査項目及び分析方法は表7-3に示したとおりである。

土壌の採取方法は「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(平成 12 年 1 月環境庁 水質保全局土壌農薬課)を参考に採取し、分析方法は「外因性内分泌撹乱化学物質調査暫定マニュアル(水質、底質、水生生物)」(平成 10 年 10 月環境庁水質保全局水質管理課)及び「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」に準じて行った。

また、玄米中のダイオキシン類は、「食品中のダイオキシン類及びコプラナーPCBの測定方法暫定ガイドライン」(平成11年9月厚生省生活衛生局食品保存課)によった。

表7-3 調査項目及び分析方法

	項 目	分析方法				
	ふっ素	平成 3 年環境庁告示第 46 号別表				
	ほう素	平成3年環境庁告示第46号別表				
	全シアン	平成3年環境庁告示第46号別表				
	カドミウム	平成3年環境庁告示第46号別表				
	鉛	平成3年環境庁告示第46号別表				
	六価クロム	平成3年環境庁告示第46号別表				
	総水銀	平成3年環境庁告示第46号別表				
	アルキル水銀	平成 3 年環境庁告示第 46 号別表				
	砒 素	平成3年環境庁告示第46号別表				
	セレン	平成 3 年環境庁告示第 46 号別表				
土	PCB	平成 3 年環境庁告示第 46 号別表				
壌の		平成 3 年環境庁告示第 46 号別表				
汚	トリクロロエチレン	JIS K 0125.5.1 及び2				
土壌の汚染に係る環境基準項目	テトラクロロエチレン	JIS K 0125.5.1 及び2				
係る	四塩化炭素	JIS K 0125.5.1 及び2				
環	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125.5.1 及び2				
境 其	1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125.5.1 及び2				
準	ジクロロメタン	JIS K 0125.5.1 及び2				
月日	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125.5.1 及び 2				
	1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125.5.1 及び2				
	シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125.5.1 及び 2				
	1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125.5.1 及び 2				
	ベンゼン	JIS K 0125.5.1 及び 2				
	チウラム	昭和 46 年環境庁告示 59 号付表 4				
	シマジン	昭和 46 年環境庁告示 59 号付表 5				
	チオベンカルブ	昭和 46 年環境庁告示 59 号付表 5				
	農 砒素(水田土壌)	昭和 50 年総理府令第 31 号				
	項地 銅(水田土壌)	昭和 47 年総理府令第 66 号				
	目に カドミウム(玄米)	昭和 46 年農林省令第 47 号表 1				
	ダイオキシン類(土壌)	ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニ ュアル				
	ダイオキシン類(玄米)	「食品中のダイオキシン類及びコプラナ ー P C B の測定方法暫定ガイドライン」				
I=	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB)					
環 境 ホ	ノニルフェノール					
ホ II.	ビスフェノールA ベンバ(コ)ピレン					
ルモン	┃ベンゾ(a)ピレン ┃フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	 「外因性内分泌撹乱化学物質調査暫定マ				
レン	フタル酸ジ- n - ブチル	ニュアル(水質、底質、水生生物)」に準拠				
	フタル酸ブチルベンジル					
	フタル酸ジシクロヘキシル					
	フタル酸ジエチル					
	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル					

第2項 調査結果

2 - 1 周辺土壌

周辺土壌の調査結果は表7-4に示したとおりであり、土壌の汚染に係る環境基準項目では、ふっ素が全地点で、鉛が 2-6で検出されたが、その他の項目は全て定量下限値未満であった。

なお、検出された2項目については、全地点とも環境基準を下回る値であった。

表 7 - 4 周辺土壌調査結果

項目		単位	周辺土壌						土壌の汚染に
			1	2	3	4	5	6	係る環境基準
	カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
	全シアン	mg/L	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出されないこと
	有機リン	mg/L	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.005	0.009	0.005	0.005	0.005	0.005	0.01以下
	六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.05以下
	砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
	アルキル水銀	mg/L	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出されないこと
	PCB	mg/L	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出されないこと
	セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
	ふっ素	mg/L	0.10	0.21	0.12	0.16	0.22	0.10	0.8以下
環	ほう素	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1以下
境 基	トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.03以下
準項	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01以下
目	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下

環境ホルモンの調査結果は表7-5に示したとおりである。

環境ホルモンのうちダイオキシン類は、0.16~16pg-TEQ/gの範囲であり、平成12年1月から施行されたダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壌の汚染に係る環境基準1,000pg-TEQ/gを大きく下回る結果であった。また、環境基準が達成されている場合であってもダイオキシン類濃度が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとされているが、この値と比べても大きく下回る結果であった。

その他検出された環境ホルモンは、ポリ塩化ビフェニル類が $0.75 \sim 2.1 \, \mu\, g/kg$ 、ベンゾ(a) ピレンが $1 \sim 26 \, \mu\, g/kg$ 、ビスフェノールA が< $1 \sim 2 \, \mu\, g/kg$ 、フタル酸ジ - $2 \cdot \mu\, g/kg$ であった。

表7-5 環境ホルモン調査結果

項目		単位	周辺土壌						
	块 口	半加	1	2	3	4	5	6	7
	ダイオキシン類	pg-TEQ/g	7.6	0.22	3.0	13	0.16	0.27	16
	ポリ塩化ビフェニル類(PCB)	μg/kg	0.75	0.92	1.6	1.3	0.75	2.1	-
	ベンゾ(a)ピレン	μg/kg	4	6	2	5	1	26	-
環	ビスフェノールA	μg/kg	<1	2	2	<1	<1	<1	-
境	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	μg/kg	35	97	380	45	50	450	-
ホル	フタル酸ブチルベンジル	μg/kg	<10	<10	<10	<10	17	<10	-
Ŧ	フタル酸ジ-n-ブチル	μg/kg	<25	<25	<25	<25	<25	64	-
ン	ノニルフェノール	μg/kg	<50	<50	<50	<50	<50	<50	-
	フタル酸ジシクロヘキシル	μg/kg	<10	<10	<10	<10	<10	<10	-
	フタル酸ジエチル	μg/kg	<10	<10	<10	<10	<10	<10	-
	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	μg/kg	<10	<10	<10	<10	<10	<10	-

注:ダイオキシン類のTEQは、「ダイオキシン類特別措置法」-H12.1.15(環境庁)に基づき算出した。

今回のダイオキシン類の調査結果を表7 - 6 に示した三重県が実施した調査結果と比較する と今回の値はこれらの調査結果の範囲内であった。

表7-6 三重県が実施したダイオキシン類調査との比較

単位:pg-TEQ/g(乾泥表示)

	地 点	平均值	範囲
今回の調査結果(n= 7)		5.8	0.16~16
	平成 15 年度(n=56)	22	0.024 ~ 360
三重県	平成 14 年度(n =63)	24	0.019 ~ 220
木	平成 13 年度(n=81)	43	0.041 ~ 350

注:三重県の調査結果は、「平成15年度ダイオキシン類環境調査結果(環境森林部地球温暖化対策室、平成16年7月8日)」(同じく平成14年度、平成13年度)で、値は「一般土壌」と「水田土壌」の合計。

また、今回の調査結果を、平成 15 年度調査結果と比較すると、表 7 - 7 に示したとおりダイオキシン類を含む 6 項目で昨年度をやや上回る値がみられた。

表7-7 平成15年度調査結果との比較

(乾泥表示)

項目	単位	今回の 調査結果	平成15年度の 調査結果
ダイオキシン類	pg-TEQ/g	0.16~16	0.12~13
ポリ塩化ビフェニル類(PCB)	μg/kg	0.75~2.1	0.77~5.3
ノニルフェノール	μg/kg	<50	<50
ビスフェノールA	μg/kg	<1 ~ 2	<1
ベンゾ(a)ピレン	μg/kg	1 ~ 26	1.5~23
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	μg/kg	35 ~ 450	<25 ~ 280
フタル酸ジ- n - ブチル	μg/kg	<25 ~ 64	<25
フタル酸プチルベンジル	μg/kg	<10 ~ 17	<10
フタル酸ジシクロヘキシル	μg/kg	<10	<10
フタル酸ジエチル	μg/kg	<10	<10
アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	μg/kg	<10	<10

2 - 2 水田土壌

水田土壌の調査結果は、表7 - 8 に示したとおり、農用地に係る項目については、 Aの砒素で 0.5mg/kg と検出された以外は定量下限値未満であった。

また、玄米中のダイオキシン類は表 7 - 9に示したとおり、 Aで 0.0012pg-TEQ/g、 Bで 0.00085pg-TEQ/g であり、平成 14 年度に環境省及び農林水産省が実施した調査結果及び平成 15 年度に三重県が実施した調査結果と比較すると、今回の調査結果はこれらの調査結果の範囲内であった。

表7-8 水田土壌調査結果

項目		単位	水田土壌		土壌の汚染に	
			Α	В	係る環境基準	
土壌の汚染に係る環	砒素 (水田土壌)	mg/kg	0.5	<0.1	15 未満	
「現の方架に係る環境基準項目のうち農」 用地に係る項目	銅 (水田土壌)	mg/kg	<1.0	<1.0	125 未満	
一方でであるは日	カドミウム (玄米)	mg/kg	<0.1	<0.1	1 未満	

表7-9 玄米のダイオキシン類調査結果

単位:pg-TEQ/g-wet

	A	В		
今回の調査結果	0.0012	0.00085		
環境省及び農林水産省 調査結果(65地点)	0.000019 ~ 0.084			
三重県の調査結果(10 地点)	0.0030 (0.000054~0.022)			

注1:環境省及び農林水産省の調査結果は「平成14年度農用地土壌及び農作物に係るダイオキシン類実態調査結果」による。

注2:環境省及び農林水産省の調査結果の値は範囲を示した。

注3:三重県の調査結果は、「平成15年度ダイオキシン類環境調査結果(環境森林部地球温暖化対策室、平成16年7月8日)」で、 値は「平均値(最小値~最大値)」を示す。